

# 業務委託契約書

株式会社○○（以下、「甲」という）と△△（以下、「乙」という）は、次のとおり甲の事業に関する業務委託契約（以下、「本契約」という）を締結する。

## 1. (委託業務の内容)

1. 乙は、甲のxxx事業本部における、次の業務（以下、「本業務」という）を行うものとする。
  1. 甲の展開する事業におけるxxxに関連する業務
  2. 前項に付帯する一切の業務
2. 前項に定めのない業務については、追加報酬の額も含めて甲乙協議のうえ別途定めるものとする
3. 乙は月に1回、1回1時間程度のMTGを実施する。
4. 乙はMTG以外の時間でもメールやチャットツールにて質疑応答対応する。
5. 乙は、本業務を、甲が指定する場所で行う。

## 2. (契約期間)

本契約の有効期間は、○年○月○日～○年○月○日とする。有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれかが本契約を更新しない旨の通知をしない限り、本契約は自動的に3ヶ月間更新され、その後も同様とする。

## 3. (報酬の額)

1. 本業務に対して、甲から乙に支払われる報酬の額は、1ヶ月あたり金○○円（消費税等別途）とする。
2. 前項の報酬に係る基準稼働時間を○時間分とし、超過した時間について、1時間あたり○○円(税別)を1日1分単位、月末に30分単位で精算し、加算するものとする。また、稼働時間が30時間未満となった場合には、1時間あたり○○円（税別）を1日1分単位、月末に30分単位で精算し、減算するものとする。
3. 前項の他、次条に定める乙から甲に対する請求内容に対して疑義がある場合、甲は乙に対してその旨を連絡し、甲乙誠実に協議のうえ問題を解決するものとする。

## 4. (費用負担)

- 甲及び乙は、それぞれ次の費用を負担する。
1. 甲のオフィス内で発生する業務に付随する費用（家賃、通信費、その他貸与物の使用料）は、甲の負担とする。
  2. 本業務に關係する実費費用で、甲の承諾を得たものに関しては、甲の負担とする。本業務に關係のない費用や、甲の承諾を得ないものに関しては、乙の負担とする。

## 5. (支払方法等)

甲は、第3条に定める報酬の額について、乙が毎月末日締め翌月第3営業日までに発行する請求書に基づき、当該締め日の翌月末日までに乙の指定する銀行口座へ振り込みの方法により支払うものとする。

**6. (再委託)**

1. 乙は、本業務の全部又は一部を、自らの責任及び管理のもと、第三者に再委託することができるものとする。但し、乙が、本業務を第三者に再委託する場合は、甲に対して事前にその旨の承諾を得なければならない。
2. 乙は、前項に基づき、甲の承諾を得て本業務の全部又は一部を第三者に再委託した場合、当該第三者にも本契約を遵守させるものとする。

**7. (報告義務)**

乙は、甲から本業務の進捗状況その他の報告を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。

**8. (債権譲渡の禁止)**

乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、甲に対する一切の債権を第三者に譲渡してはならない。

**9. (権利の帰属)**

乙が、本業務に関連して制作した制作物、及びこれらに関連する発明、ノウハウ、意匠権、著作権その他一切の権利（以下、「制作物等」という）は、原則として甲に帰属するものとする。

**10. (中途解約)**

甲又は乙が本契約を解約する場合には、相手方に対して解約日の1ヶ月前までに通知するものとする。

**11. (契約の解除)**

1. 甲又は乙は、相手方が以下のいずれかに該当するときは、催告その他何等の手続きを要することなく、本契約を解除することができるものとする。
  1. 本契約の各条項の一に違反し、相手方からの是正催告に速やかに応じないとき
  2. 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立を受け、又は公租公課滞納による処分を受けたとき
  3. 銀行や手形交換所から取引停止処分を受けたとき、若しくは支払不能に陥ったとき、又は自己の振出し、引受け、保証し、若しくは裏書した手形、小切手が不渡りになったとき
  4. 資産、信用、支払能力等に重大な変更が生じたとき
  5. 会社整理、特別清算、会社更生、民事再生、破産、又はこれらに準ずる法律上の手続きの開始を申立て、若しくは申立てられたとき
  6. 事業の全部又は一部を、相手方の承諾を得ることなく、第三者に譲渡したとき
  7. その他信用状態に著しい不安が認められたとき
2. 甲又は乙は、前項のいずれかに該当する場合、相手方に対する全債務の期限の利益を喪失するものとし、直ちに相手方に債務全額を支払わなければならない。
3. 甲又は乙は、本条第1項第2号乃至第7号の事由が生じた場合、直ちにその旨を相手方に通知しなければならない。

## 12. (個人情報保護)

1. 甲及び乙は、本業務の遂行に際し、相手方から提供を受け、又は相手方に代わり取得した個人情報を取扱う場合は、関係法令を遵守し、厳重に管理する義務を負い、相手方の承諾を得ない限り複写、複製、改変等を行ってはならず、また、本業務の目的以外に利用せず、利用目的が完了した際には速やかに削除し、第三者に漏えいしてはならない。
2. 甲及び乙は、相手方から個人情報の取り扱い状況の報告を求められた際は、速やかに報告するとともに、相手方が当該個人情報の管理状況の監査を希望した際には、これに協力するものとする。
3. 甲及び乙が第三者に本業務を委託する場合は、委託先に対しても同様の義務を負わせるものとする。
4. 甲及び乙は、自己の責に帰すべき事由により個人情報が漏洩した事件又は事故があった場合、直ちに当該事故の詳細について相手方に状況報告を行うとともに、損害の発生、拡大の防止、事実の調査、証拠の保全、その他当該事件事故に対処するためのあらゆる合理的な措置を講じ、相手方からの指示がある場合には当該指示に従わなければならない。

## 13. (秘密保持)

1. 甲及び乙は、本契約に関し相手方から開示を受けた情報、又は本契約に定める義務の履行に伴つて知ることができた相手方の情報（口頭、書面、電子データ等の形式を問わない。以下、「秘密情報」という）を、開示された目的に限定して使用するとともに、厳格に管理し、相手方の事前の書面による同意を得ることなしに、複製を作成せず、第三者（金融機関等債権者、株主、取引先等を含む）に開示、漏えいしないものとする。ただし、次の各号の何れかに該当するものでこれを書面により立証できるものについては、この限りではない。
  1. 開示を受けた時点で、既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
  2. 開示を受けた後、甲又は乙の責によらず、公知となった情報
  3. 秘密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から正当に入手した情報
  4. 開示された情報によらずして独自に開発した情報
  5. 相手方が秘密保持義務を課すことなく第三者に開示した情報
  6. 法律の定めに基づき裁判所その他公官庁より開示を求められた情報
2. 甲及び乙は、前項の秘密情報について、それを保管する必要がなくなったときは、これを開示した当事者の指示に従って速やかに返却又は廃棄する。
3. 本条項は、本契約の効力が消滅した後も有効に存続する。

## 14. (反社会的勢力との取引排除)

1. 甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。
  1. 自己及び自己の役員・株主・取引先等（以下「関係者」という）が、反社会的勢力でないこと
  2. 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
  3. 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと
  4. 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
  5. 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
2. 甲及び乙は、前項に関して相手方が行う調査に協力するものとする。
3. 第13条の定めにかかわらず、甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

## 15. (損害賠償)

本契約において甲又は乙が相手方の責により損害を被った場合には、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとする。賠償額は支払い総額を上限とする。

**16. (補 足)**

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈についての疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとする。

**17. (合意管轄)**

甲及び乙は、本契約に関連して、又は付随して発生する紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙はこれに記名押印のうえ、それぞれ各1通を保管するものとする。

2025年5月15日

委託者（甲） 住 所  
商 号 等

受託者（乙） 住 所  
商 号 等